

“元気な企業活動”を応援します!!

ちゅうしん無担保ビジネスローン

経営改善
応援型

元気くんII

●ご融資金額は最高**2,000万円**です!

お使いみちは、運転資金、設備資金のほか、現在の他金融機関で
ご利用中のお借入のおまとめにもご利用いただけます!

●担保・第三者保証人は**不要**です!

原則として担保、第三者保証人は不要です。
そのほか、保証料・事務取扱手数料も必要ありません!!

●ご融資利率を最高年**0.50%**優遇します!

お取引状況や専門機関(当金庫を含む経営革新等認定支援機関や外部専門家)の
指導のもとに策定した「経営計画書」のご提出により、
ご融資利率を最高年**0.50%**優遇します!!!

(商品概要は裏面をご覧ください)

ちゅうしん 無担保ビジネスローン「元気くんⅡ」

◎商品概要

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●当金庫の会員となる資格のある法人（個人事業主の方はご利用いただけません） ●業暦が5年以上で、お申込み時点において税金の未納がない方 ●当金庫が定める審査基準を満たされる方 ※当金庫とお取引がない方もお申込みいただけます。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ●運転資金 ●設備資金 ●他金融機関の借換資金 ●賞与資金・決算資金や公的補助金等のつなぎ資金
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ●最高2,000万円 ※審査結果に応じて当金庫所定の金額を限度とさせていただきます。 ※運転資金は直近決算の平均月商1ヵ月または運転資金所要額のいずれか少ない金額を限度とさせていただきます。 ※運転資金所要額は、(受取手形+売掛金+棚卸資産) - (支払手形+買掛金) で算出します。
ご融資利率	<p>[変動金利:当金庫の新長期プライムレートに連動して変動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ※審査結果に応じて、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ●ただし、次に該当する場合は、ご融資利率を最高年0.50%優遇させていただきます。 <ol style="list-style-type: none"> ①当金庫を含む経営革新等認定支援機関や外部専門家(※1)の指導のもと策定した「経営改善計画書」(※2)をご提出いただいた場合(年0.30%優遇) ②当金庫所定の「簡易経営改善計画書」(※2)をご提出いただいた場合(年0.20%優遇) 上記①②の優遇は重複適用できません。(いずれか一方のみ適用) ③「ちゅうしんプレミアムサポートサービス」をご契約いただいた場合(年0.10%優遇) ④その他、当金庫とのお取引内容によりご融資利率を優遇させていただく場合がございます。 ※1:外部専門家とは、次に掲げる機関等より派遣される中小企業診断士等のことをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人あいち産業振興機構 中小企業支援センター ・一般社団法人愛知県中小企業診断士協会 ・中小企業・ベンチャー総合支援センター ・名古屋市中小企業振興センター ・公益財団法人名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター ・その他当金庫が認めた機関等(順不同) ※2:「経営改善計画書」等は、計画策定から1年以内のものを有効とさせていただきます。 ●ただし、次に該当する場合は、ご融資利率を最高年1.50%上乗せさせていただきます。 <ol style="list-style-type: none"> ①当金庫所定のお取引に満たない場合(最高年0.50%上乗せ) ②財務基準等が所定の条件を満たしていない場合(最高年1.00%上乗せ) ※適用利率は金利情勢の変化等により改定する場合があります。
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ●運転資金や他金融機関の借換資金は5年以内 ●設備資金は7年以内 ●賞与資金・決算資金やつなぎ資金は1年以内 ※審査結果に応じて当金庫所定の期間を適用させていただきます。
ご融資形式	●証券貸付または手形貸付
ご返済方法	●元金均等返済または期日一括返済 ※期日一括返済は、所定の条件を満たした場合に限りです。
担保	●不要
保証人	●代表者の方(第三者保証人不要)
保証料等	●不要 ※ただし、当金庫に1万円以上出資していただき、当金庫の会員になっていただきます。
お申込時の必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ●決算書3期分(税務署受付印のあるもの) ●直近決算期の納税証明書(その1、その3-3) ●直近の試算表 ●商業登記簿謄本(発行後3ヵ月以内のもの) ●つなぎ資金の場合…資金回収の基となる契約書 ●各種公的補助金のつなぎ資金の場合…交付金決定通知書 ●設備資金の場合…見積書または請求書の写 ●借換資金の場合…返済予定表の写 ●その他の書類をご用意いただく場合があります。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> *苦情処理措置: 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部(9時~17時、電話:052-913-1153)にお申出ください。 *紛争解決措置: 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●実際のお借入に際しては、別途書類をご用意いただく場合があります。 ●設備資金または借換資金の場合は当金庫より直接送金させていただきます。 ●お借入期間中、「試算表」のご提出をお願いします。 ●審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。また審査内容につきましてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 ●店頭で説明書をご用意しています。 ●現在のご融資利率やご返済額につきましては、窓口までお問い合わせください。 ●繰上返済を行う際には、別途手数料をいただく場合があります。 ●詳しくは、お気軽に営業担当者・窓口までお問い合わせください。